

詳細基準事前評価（地震動の評価に係るものに限る）

実施要領

[保C-0400-3]

高圧ガス保安協会

文書履歴

詳細基準事前評価（地震動の評価に係るものに限る）実施要領 [保C-0400]

改訂コード：-2から規定番号を[高C-400]から[保C-400]へ変更。）

改訂 コード	施行 年月日	改訂等 の内容
-0	2019.10.1	制定
-1	2021.8.31	押印見直しにかかる改訂
-2	2022.4.1	組織再編に伴う改正
-3	2026.4.30	要領及び様式の平易化にかかる見直し

詳細基準事前評価（地震動の評価に係るものに限る）実施要領

[保C-0400-3]

1 適用範囲

この要領は、高圧ガス保安協会（以下「協会」という。）が「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（20181105 保局第5号）」（以下「通達」という。）に基づき実施する詳細基準事前評価（地震動の評価に係るものに限る。以下「事前評価」という。）について適用する。

2 用語

この要領で使用する主な用語は、次による。

- (1) 個別申請 個々の事例ごとに事前評価を申請すること
- (2) グループ申請 複数の事例が同一の仕様であり、当該複数の事例に係る詳細基準が同一であるときに、同一の申請書類によって事前評価を申請すること
- (3) 包括申請 同一の仕様について、一定期間内に反復して事前評価の申請を行う事例がある場合に、包括して申請をすること
- (4) 公開申請 詳細基準の公開を目的に事前評価を申請すること
- (5) 機能性基準 高圧ガス保安法の省令で定める技術上の基準のうち、通達に掲げる性能基準
- (6) 詳細基準 機能性基準への適合性評価のための例示基準以外の詳細な基準
- (7) 適用詳細基準 検査等において適用しようとする詳細基準
- (8) 公開詳細基準 公開を目的とした詳細基準
- (9) 申請書類 次に掲げる資料一式
 - ① 申請書 様式1及び様式2に掲げる事前評価の申請書
 - ② 申請書の別添 申請書に添付する資料で、申請対象の設備等の概要、適用詳細基準の内容及び適用詳細基準が機能性基準に適合すること（公開申請の場合は、公開適用詳細基準の内容及び公開詳細基準が機能性基準に適合すること及び公開に適合すること）を説明するもの

3 申請

3.1 一般

事前評価を受けようとする者は、次に掲げるところにより、事前評価の申請を行うものとする。なお、申請は、適用詳細基準に係る高圧ガス保安法の規制を受ける者が行うものとする。

- (1) 協会の保安技術部門に申請書類を提出するものとする。
- (2) 申請書に記入する代表者氏名は、代表権を有する者の氏名とする。代表権を有しない者の氏名で申請する場合にあっては、代表権者の委任状（参考様式1）を添付するものとする。
- (3) 公開申請を行う場合にあっては、申請書に記載の同意事項に同意の上、申請書類を提出する

ものとする。

- (4) 申請（公開申請を除く。）は、個々の事例ごとに行うものとする。ただし、附属書 1 の要件を満足する場合にあっては、包括申請を行うことができるものとする。また、附属書 2 の要件を満足する場合にあっては、グループ申請を行うことができるものとする。
- (5) グループ申請又は公開申請において、同一の申請書類により複数の者が申請を行う場合にあっては、当該複数の者に係る事項を申請書に記入又は別記するものとする。また、当該複数の者のうちから代理人を選任し、代理人以外の者は、当該申請に係る諸手続を代理人に委任する委任状（参考様式 2）を添付するものとする。

3. 2 申請書の様式

申請書の様式は、様式 1（公開申請の場合にあっては様式 2）とする。

3. 3 申請書の別添

3. 3. 1 一般

申請書の別添には、次に掲げる事項に加え、個別申請、包括申請又はグループ申請にあっては 3.3.2 に、公開申請の場合にあっては 3.3.3 によるものとする。また、申請書の別添の記載内容に応じて、図面、解析データ、参考文献等の必要な資料を添付するものとする。

- (1) 申請書に記入する番号（申請者が定める任意の文書番号）及び年月日
- (2) 担当者の氏名、所属部署及び連絡先（電話番号及びメールアドレス）
備考 担当者は、2 名以上とすることが望ましい。
- (3) 目次（記載事項及び添付資料の一覧）

3. 3. 2 個別申請、包括申請又はグループ申請の場合の記載事項

個別申請、包括申請又はグループ申請の場合には、次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 地震動の概要
- (2) 機能性基準条項
- (3) 適用詳細基準
- (4) 適用詳細基準が機能性基準に適合することの立証

3. 3. 3 公開申請の場合の記載事項

公開申請の場合には、次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 地震動の概要
- (2) 公開詳細基準の適用範囲
- (3) 機能性基準条項
- (4) 公開詳細基準
- (5) 公開詳細基準が機能性基準に適合することの立証

(6) 公開詳細基準が公開に適することの立証

3. 4 申請書類の受理

協会は、申請者から申請書類が提出された場合には、申請書類に不備がないことを確認した後、受理する。

4 手数料等の納付

手数料等の納付は、次に掲げるところによる。

- (1) 申請者は、協会が別に定める手数料を速やかに納付するものとする。
- (2) 現地評価を行う場合にあっては、(1)の手数料のほか、現地評価及び移動に要した時間に協会が別に定める時間あたりの単価を乗じた金額並びに現地評価に要した旅費を申請者が負担する。この場合、事後精算とする。
- (3) (1)及び(2)の手数料等は、協会が指定する金融機関の指定口座に振り込むものとする。
- (4) 事前評価結果の通知は、原則、(1)及び(2)の手数料等の納付が確認された後に行う。
- (5) 協会は、正当な理由がある場合を除き、受納した手数料等は返金しない。

5 事前評価の実施

協会は、次に掲げるところにより事前評価を実施する。

- (1) 事前評価は、申請書類に基づく書類評価及び必要に応じて行う現地評価により行う。
- (2) 事前評価は、適用詳細基準が機能性基準に適合することについて評価を行う。公開申請の場合にあっては、公開詳細基準が機能性基準に適合すること及び附属書3に定めるところにより公開に適することについて評価を行う。
- (3) 事前評価を行うときは、協会に設置する詳細基準事前評価（地震動の評価に係るものに限る）委員会（以下「委員会」という。）に諮る。委員会は、(2)の観点で評価を行う。

6 事前評価結果の通知等

6. 1 事前評価結果の通知

協会は、事前評価を行ったときは、様式3により、申請者に対し速やかに、事前評価結果を通知する。

6. 2 公開申請に係る事前評価結果の公開及び有効期間

協会は、公開詳細基準が公開に適すると認められたときは、事前評価結果の通知後、遅滞なく、公開詳細基準事前評価書を協会ウェブサイトで公開する。

公開詳細基準事前評価書の有効期間は、その発行日から5年間とする。有効期間を経過したとき又は協会からの要請があったときは、その効力を失うものとする。

7 申請取下

事前評価結果の通知前に事前評価の申請を取り下げようとする者は、様式 3「事前評価申請取下依頼書」を協会の保安技術部門に提出するものとする。

8 事前評価結果の返納

通知された事前評価結果を返納しようとする者は、様式 4「事前評価結果返納依頼書」に返納する事前評価結果等を添付し協会の保安技術部門に提出するものとする。

9 標準処理期間

申請を受理した日から事前評価結果を通知する日までの標準処理期間は 30 日とする。ただし、12月29日から12月31日まで、1月1日から1月3日まで並びに4月及び5月の祝祭日並びに申請者が委員会の指摘事項等への対応に要する期間は除くものとする。

附則 この要領は、令和元年10月1日から実施する。

附則 この要領は、令和3年8月31日から実施する。

附則 この要領は、令和4年4月1日から実施する。

附則 この要領は、令和8年4月30日から実施する。

様式 1

詳細基準事前評価申請書⁽¹⁾
(地震動の評価関係)

番 号
年 月 日

高圧ガス保安協会会長 殿

申請者
住 所
名 称
代表者

下記のとおり事前評価を受けたいので申請します。

事前評価を受ける事業所の 名 称 及 び 所 在 地	
機 能 性 基 準 条 項	
適 用 詳 細 基 準 の 内 容	別添のとおり

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
- 2 包括申請の場合は、⁽¹⁾に「(包括申請)」と記入すること
 - 3 グループ申請の場合は、⁽¹⁾に「(グループ申請)」と記入すること。
 - 4 機能性基準条項は、条文見出し(各条項のタイトル)も含めて記入すること。

様式 2

公開詳細基準事前評価申請書
(地震動の評価関係)

番 号
年 月 日

高压ガス保安協会会長 殿

申請者
住 所
名 称
代表者

下記のとおり公開詳細基準について事前評価を受け、下記の同意事項に同意の上、これを公開願いたいので申請します。

記

機能性基準条項	
公開詳細基準の内容	別添のとおり

1. 本申請に係る公開詳細基準が、詳細基準事前評価（地震動の評価に係るものに限る）実施要領に従って公開されること。
2. 本申請に係る公開詳細基準が公開された場合、高压ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（20181105 保局第5号）に従い当該公開詳細基準が第三者により申請等に使用されること。
3. 本申請に係る公開詳細基準に第三者が有する知的財産権が含まれる場合にあっては、箇条1. 及び箇条2. について、申請者と当該第三者とで合意していること。
4. 本申請を行うこと及び本申請に係る公開詳細基準が公開されることにより生じる一切の不利益又は損害に対して申請者がすべての責任を負うこと。

以上

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

2 機能性基準条項は、条文見出し（各条項のタイトル）も含めて記入すること。

様式 3

高高 第 号
年 月 日

殿

高圧ガス保安協会
会長

詳細基準事前評価書⁽¹⁾
(地震動の評価)

年 月 日付け番号 をもって申請がありました件については、「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について(20181105 保局第5号)」に基づき事前評価を行いましたので、下記のとおり評価結果を通知します。

なお、留意事項については、製造又は使用に当たり十分に留意してください。

記

- 1 事前評価を受けた者
- 2 適用詳細基準の内容
- 3 留意事項

以上

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。
- 2 包括申請の場合は、⁽¹⁾に「(包括)」と記載する。

殿

高圧ガス保安協会
会長

公開詳細基準事前評価書

年 月 日付け番号 をもって申請がありました件については、「高圧ガス設備等の耐震性能を定める告示の機能性基準の運用について（20181105 保局第 5 号）」に基づき事前評価を行い⁽¹⁾、下記の公開詳細基準が機能性基準に適合し、公開に適すると認められましたので、通知します。

なお、本書面は、高圧ガス保安協会のウェブサイトで公開されます。

記

- 1 事前評価を受けた者
- 2 公開詳細基準の適用範囲
- 3 公開詳細基準の内容
 - (1) 機能性基準条項
 - (2) 例示基準の対象条項
 - (3) 公開詳細基準
- 4 留意事項

本評価書の有効期間は、本評価書の発行日から 5 年間とする。

以上

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 公開詳細基準が適切なものであると認められなかった場合は、⁽¹⁾以降を「ましたので、下記のとおり評価結果を通知します。」に書き替える。

様式 5

年 月 日

高圧ガス保安協会会長 殿

住 所
名 称
代表者

事前評価申請取下依頼書

下記のとおり、事前評価申請を取り下げます。

記

取り下げる事前評価申請：

詳細基準事前評価書（ 年 月 日付け 番号 ）

理由：

以上

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式 6

年 月 日

高圧ガス保安協会会長 殿

住 所
名 称
代表者

事前評価結果返納依頼書

下記のとおり、事前評価結果を返納します。

記

返納する事前評価結果：

詳細基準事前評価書（ 年 月 日付け 高高第 号）

理由：

以上

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

参考様式 1

委任状

年 月 日

高圧ガス保安協会会長 殿

住 所
名 称
代表者

私は、下記の者を代理人と定め、下記事項を委任します。

記

代理人	住 所 所 属 氏 名
-----	-------------------

委任事項	事前評価の申請に係る一切の権限
------	-----------------

委任期間 ⁽¹⁾	自 年 月 日 至 年 月 日
---------------------	--------------------

以上

備考 委任期間を定める場合にあつては、1年程度を目安に⁽¹⁾の例のように記載する。

参考様式2

委任状

年 月 日

高圧ガス保安協会会長 殿

住 所
名 称
代表者

私は、下記の者を代理人と定め、下記事項を委任します。

記

代理人

住 所
名 称
代表者

委任事項 事前評価の申請（ 年 月 日付け番号 ）
に係る諸手続

以上

附属書 1

包括申請の要件（地震動の評価に係るものに限る）

1 適用範囲

附属書 1 は、本体 3. 1 (4) の包括申請の要件を定める。

2 包括申請の要件

包括申請の要件は、同一事業所敷地内の地震動の評価であることとする。

附属書 2

グループ申請の要件（地震動の評価に係るものに限る）

1 適用範囲

附属書 2 は、本体 3. 1 (4) のグループ申請の要件を定める。

2 同一の仕様の要件

通達で定める同一の仕様の要件は、次の(1)から(3)までが同一であるものとする。

- (1) 地震動
- (2) 表層地盤構造
- (3) 深部地盤構造

3 詳細基準が同一の要件

通達で定める詳細基準が同一の要件は、次の(1)から(4)までが同一であるものとする。

- (1) 機能性基準条項
- (2) 対象とする例示基準の対象条項
- (3) 適用詳細基準
- (4) 適用詳細基準を裏付ける理由及び安全であるという立証

附属書 3

公開適性評価基準（地震動の評価に係るものに限る）

1 適用範囲

附属書 3 は、本体 5 (2) の公開詳細基準が公開に適することを評価する基準（公開適性評価基準）を定める。

2 公開適性評価基準

地震動の評価に係る公開詳細基準は、次の(1)から(3)までのいずれも満足するものとする。

- (1) 適切な適用範囲が規定されていること。
- (2) 安全技術が確立されたものであること。
- (3) 汎用性のあるものであること。